

独占禁止法審査手続検討室御中

平成26年5月30日

村上 政博

論点整理（案）の私の意見の引用部分について、正確を期すため以下のとおり修正をお願いします。また、1点意見の追加をお願いします。

1 6頁

「防御権を強化した場合には、公正取引委員会の調査権限の強化として裁量型課徴金制度の導入や、立証の程度や水準の緩和の議論が必要となる。」については、「防御権を強化することと、調査権限の強化のための裁量型課徴金制度の導入及び立証手段、立証の水準の見直しの議論とは同時に行う必要がある。」へ修正。

（事情聴取に弁護士立会いを認めること等により、供述調書、自白調書を偏重する日本特有の行政調査を止めて、公取委による行政調査は、報告命令により事業者に社内調査を尽くして報告させるという（裁量型課徴金の下で）欧州流の行政調査に移行することが相当であるという趣旨である。）

2 7頁

「他の行政調査手続との関係では、基本的にそれぞれの違反行為の内容が異なっており、それほど整合性を確保する必要はない。刑事手続との関係でも、別個に独立して検討することが適当である。」については、「他の行政調査手続との関係では、それぞれの違反行為の性格・内容や国際的事件への取り組み方が異なっており、公正取引委員会の行政調査については防御権の保障、調査権限の強化のいずれにおいてもそれほど他の行政調査との整合性を確保する必要はない。刑事手続との関係でも、別個に独立して検討することが適当である。」へ修正。

3 14頁

「課徴金減免申請者については、違反行為を認めているのであり、供述聴取時に弁護士立会いを認めたとしても支障は生じないのではないか。」については、「課徴金減免申請者については、違反行為を認めているのであり、供述聴取時に弁護士立会いを認めたとしても支障は生じないのではないか。さらに、外国企業の外国に所在する従業員等に対しては弁護士立会いを認めないのでは、外国競争当局の供述録取の実務と異なる上、そもそも供述聴取が不可能になってしまうのではないか。」へ修正。

4 9頁

考慮事項に追加してもらいたい

「EUの確約手続を導入する場合には、現在同一役割を果たしている行政指導である警告制度を廃止すべきである」